

# 社団法人会津喜多方法人会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人会津喜多方法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、喜多方市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、税務知識の普及及び適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せてよき法人企業を目指すものの団体としての活動を通じて、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業
- 二 税制及び税務に関する調査研究並びに意見の具申
- 三 経理及び経営に関する講習会、説明会等の開催
- 四 法人企業の健全な発展に資する各種事業の実施
- 五 機関紙及び税務・経営関係各種資料の発行並びに配布
- 六 会員企業の役員及び従業員の福利厚生に関する事業
- 七 関係諸官庁及び友ぎ団体との相互連携並びに協調
- 八 その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、喜多方税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

- 一 退 会
- 二 解散又は事業の閉鎖

### 三 除 名

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

一 会員としての義務の履行を怠ったとき

二 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 11 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第 12 条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正する。

## 第 4 章 役 員

(役 員)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

理 事	30 名以上 40 名以内。
う ち	会 長 1 名
	副 会 長 5 名以内
	専務理事 1 名を置くことができる。
	常任理事 5 名以内
監 事	3 名以内

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者その他役職員のうちからこれを選任する。

ただし、理事 1 名は、会員以外から会長が指名のうえ、選任することができる。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選により、これを選任する。

ただし、専務理事は、理事会の同意を得て、理事の中から会長が指名選任し、又は解任する。

(役員職務)

第 15 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し会務を掌理する。

4 常任理事及び理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。

5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は、就任後第 2 回目の通常総会終了のときに終わる。ただし、再任を妨げない。

2 増員又は、補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。  
(役員の解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条(除名)第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員の報酬)

第18条 役員は、原則として無報酬とする。

ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支払うことができる。

## 第5章 顧問、参与

(顧問及び参与)

第19条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、毎年度理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

## 第6章 委員会、部会及び事務局

(委員会)

第20条 第4条(事業)に定める本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員は理事会の推薦により、会員たる法人の代表者又はその他役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(部会)

第21条 第4条(事業)に定める本会の事業を円滑に推進するため、部会を設けることができる。

2 部会は、本会と緊密な連携の下に運営し、業務等を理事会に報告しなければならない。

3 部会員は、会員たる法人の代表者又はその他役職員で、当該部会の活動に賛同する者で組織する。

4 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員若干名を置き会長がこれを任免する。

3 職員は、原則として有給とする。

(規則の制定)

第23条 委員会、部会及び事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 会議

(会議の種類)

第24条 会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第25条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

( 総会の開催及び招集 )

第 26 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員総数の 5 分の 1 以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも 5 日前に会議の目的たる事項・日時及び場所を記載した文書を発して招集する。

ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、便宜の方法をもって代えることができる。

( 会議の表決権 )

第 27 条 会員は、各 1 個の表決権を有する。

2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表を出席させる。

3 会員は、委任状をもって総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

( 総会の議事 )

第 28 条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

( 総会の付議事項 )

第 29 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業報告及び事業計画
- 二 決算及び収入支出予算
- 三 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他会長が必要と認めて付議した事項

( 理 事 会 )

第 30 条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事及び理事をもって組織し、本会の会務を執行する。

2 監事、顧問及び参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

( 理事会の開催及び招集 )

第 31 条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は、理事の 3 分の 1 以上の要求があったとき、会長がこれを開催する。

2 理事会の招集については、第 26 条(総会の開催及び招集)第 3 項の規程を準用する。

( 理事会の議事 )

第 32 条 理事会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 理事会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

( 理事会の表決権 )

第 33 条 やむを得ない理由により会議に出席できない者には、第 27 条第 3 項の規定を準用する。

( 理事会の付議事項 )

第 34 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
- 二 定款の変更に関する議案
- 三 総会において、理事会に委任された事項
- 四 その他、会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項

( 会議の議長 )

第 35 条 すべての会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

( 会議の議事録 )

第 36 条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第 8 章 支 部

( 支部の組織 )

第 37 条 本会は、第 4 条(事業)に定める事業の円滑な運営を図るため、必要な地に支部を置くことができる。

( 支部運営 )

第 38 条 支部の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 9 章 資産及び会計

( 資産の構成 )

第 39 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

( 資産の管理 )

第 40 条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

( 資産の区分 )

第 41 条 本会の資産は、基本財産及び運用資産の 2 種類に区分する。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組入れられる資産とする。

3 運用資産は、基本財産以外の資産とする。

( 基本財産の使用の制限 )

第 42 条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

( 経 費 )

第 43 条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

( 収支予算、収支決算等 )

第 44 条 本会の収支予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

2 前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

( 剰余金の処分 )

第 45 条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の決議を経て、その全部若

しくは一部を基本財産に組入れ、又は翌年度に繰越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会の決議を経、かつ仙台国税局長の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散)

第 48 条 本会は、総会において、過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 49 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ仙台国税局長の認可を得て、本会と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

## 第 11 章 雑 則

第 50 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、仙台国税局長の設立認可があった日から施行する。
- 2 従来、会津喜多方法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は本会が継承する。
- 3 役員及び監事の任期は設立初年度に限り、創立総会の日から次の通常総会の日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業は、第 46 条の規定にかかわらず創立総会の日から昭和 61 年 6 月 30 日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
- 6 この改正定款は、仙台国税局長の設立認可があった日から施行する。(平成 7 年 2 月 17 日)
- 7 この一部改正定款は、仙台国税局長の設立認可があった日から施行する。(平成 11 年 9 月 13 日)